

2019年6月4日

株主各位

第47回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告

新株予約権等に関する事項 1頁

業務の適正を確保するための体制 2頁

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 7頁

会社の支配に関する基本方針 8頁

連結計算書類

連結注記表 9頁

計算書類

個別注記表 18頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.intageholdings.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社インテージホールディングス

新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
当社は、2019年2月12日開催の取締役会において、当社発行の第1回新株予約権の取得及び消却について決議し、2019年2月28日付で、すべての新株予約権について取得及び消却をいたしました。

業務の適正を確保するための体制（2019年3月31日現在）

当社は、2009年10月1日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、2016年6月17日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い一部改定しております。その概要は以下のとおりであります。

① 業務運営の基本方針

当社及び当社グループでは、以下の「THE INTAGE GROUP WAY」を経営の拠り所としています。

<THE INTAGE GROUP WAY>

【グループビジョン】

知る、つなぐ、未来を拓く

Know today, Power tomorrow

お客様と生活者をつなぐ架け橋として、豊かで可能性の広がる社会を創造する

【行動指針】

1. 最適を探求せよ！ 常に、相手にとっての最適を考え抜け。
2. 品質にこだわれ！ 期待を超える品質を追求し、適切な利益を実現せよ。
3. 責任を全うせよ！ 仕事に情熱を持ち、自分の責任としてやり遂げよ。
4. 変化に柔軟であれ！ 多様な価値観を受け入れ、変化に対応せよ。
5. 挑戦を楽しめ！ 前例にとらわれず、新たな挑戦をし続けよ。

また、当社では「THE INTAGE GROUP WAY」の土台とも言うべきものとして、法令や良識に従い事業を進めるという当社グループの姿勢を広く社会に宣言するものとして、以下の「インテージグループ企業倫理憲章」を定めています。

【インテージグループ企業倫理憲章】

- ・私たちは、法令の遵守はもとより高い倫理観をもって自らを律し、良識ある行動をします。
- ・私たちは、お客様の事業を総合的に支援し、事業の成功に貢献することによってその先の生活者を豊かにし、社会の公正な発展に寄与することを企業理念として行動します。
- ・私たちは、ステークホルダーズに適時適切に情報を開示し、信頼され満足していただけるよう誠実に事業活動を行います。
- ・私たちは、事業活動において公正で自由な競争を行います。
- ・私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは組織として対決します。
- ・私たちは、情報セキュリティ体制の確立を通して個人のプライバシーを保護し、お取引先との守秘義務を遵守します。
- ・私たちは、価値ある情報を創造するとともに知的財産権を尊重します。
- ・私たちは、常に地球環境に配慮して事業活動を行います。
- ・私たちは、各国の文化や習慣を尊重して事業活動を行います。
- ・私たちは、公正な評価・処遇を行い、一人ひとりの能力・意欲が発揮される風土づくりを進めます。
- ・経営者は、社内外の声を常時把握し、本憲章に反するような事態が発生した時は自ら問題解決にあたり再発防止に努めます。

更に、上記「インテージグループ企業倫理憲章」に基づき、当社グループの取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、従業員、派遣社員等又はこれらに準ずる者（以下これらを総称する場合は「勤務者」という）が日常業務を遂行するにあたっての基本的考え方と行動のあり方を「インテージグループ社員行動規範」として定め、勤務者一人ひとりの行動が、当社グループへの信頼を確実にしていくものであることを認識し、この基準を遵守します。また、勤務者の公正な業務執行を確保するため、「コンプライアンス推進規程」の施行等、コンプライアンス体制の整備に努

めます。

当社グループの事業の特性上、個人情報をはじめとする情報管理は経営上の重要な課題であり、管理責任者の任命、関連規程の整備等、情報管理の体制の整備・運用に努めます。

健全で持続的な発展をするために内部統制システムを整備し、運用することが、経営上の重要な課題と考え、会社法第399条の13第1項第1号並びに会社法施行規則第110条の4、並びに金融商品取引法第24条の4の4の規定に従い、「内部統制システムに関する基本方針」を定めます。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役は、法令や良識に従い事業を進めるとする「インテージグループ企業倫理憲章」の趣旨に則り、勤務者のコンプライアンス意識の維持・向上を図るため、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。

ロ. 取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、内部統制推進委員会を設置して内部統制システムが有効に機能する仕組みの構築を推進し、内部統制部門等からは定期的に整備方針・計画の進捗及び実行状況を報告させます。

ハ. 取締役は、当社グループの事業に適用される法令等を識別し、その法的要求事項を関連部署・グループ各社に周知徹底することにより、当社グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。

ニ. 当社グループは、勤務者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部統制推進委員会を通じて「THE INTAGE GROUP WAY」、[インテージグループ企業倫理憲章]、[インテージグループ社員行動規範]等の実践的運用と徹底を実行します。

ホ. 当社グループは、コンプライアンスに関する規程を整備し、社内の電子掲示板への掲示によって勤務者が常時閲覧可能な状態にします。また、「インテージグループ企業倫理憲章」、[インテージグループ社員行動規範]及びコンプライアンス関連規程の遵守事項を周知徹底するために、e-ラーニング等によるコンプライアンス研修を定期的実施します。内部統制推進委員会は、継続して各種活動を通じてコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

ヘ. 当社グループの勤務者は、グループ各社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに上司若しくは危機対策委員会委員長、監査等委員会に報告するものとします。

ト. 当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、勤務者が直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして当社顧問法律事務所を窓口とした「コンプライアンス専用ホットライン」を設置しています。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に対して不利益な取扱いがないことを確保します。

チ. 当社グループは、反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、警察等の外部専門機関と緊密に連携をもちながら対応します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 内部統制推進委員会はリスク管理の全体を統括します。

ロ. 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関する規程を整備します。また、リスク管理の実効性を高めるために、グループ各社の課題把握、対策策定等を審議するマネジメントシステム委員会や情報セキュリティについて審議する情報セキュリティ委員会を通して事業部門への浸透を図ります。

ハ. 当社グループは平時においては、各部門・グループ各社において、その有するリスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組むとともに、未然防止に努めます。

ニ. 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生する恐れが生じた場合は、危機対策委員会が有事の対応を迅速に行い、再発防止策を講ずることとします。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行います。
 - ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会規則に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適時に開催します。また、経営方針と諸施策、事業運営にあたっての諸事項に関する報告・審議・決定の機関として、取締役（監査等委員である者を除く）、常勤の監査等委員である取締役、執行役員及びグループ各社社長が出席するグループ経営会議を毎月1回開催します。なお、取締役会の機能を支援し、諸事項に関する報告、審議を行い、経営効率を向上させるため、取締役（監査等委員である者を除く）、常勤の監査等委員である取締役及び執行役員が出席する経営連絡会を隔週で開催します。
- ⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役会、グループ経営会議及び経営連絡会その他の重要な会議の意思決定に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）、取締役が決裁するその他の重要な文書を法令・社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理を行います。
 - ロ. 上記イに定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じ関係者が閲覧できる体制を整備します。
 - ハ. 情報管理については、情報セキュリティに関する規程及びガイドライン、個人情報保護に関する基本方針及び規程に基づき管理します。
- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ会社運営規程その他関連規程に基づき、グループ経営会議等を通じてグループ各社から職務執行及び事業状況を報告させ、グループ経営の一層の推進を図り、企業価値の維持・向上に努めます。
 - ロ. 当社グループ内の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを確保します。
 - ハ. 上記2項から5項までの記載事項すべてについて、コンプライアンス及びリスク管理等内部統制の全般を統括・推進する内部統制推進委員会及びグループ各社の課題把握、対策策定等を審議するマネジメントシステム委員会・情報セキュリティ委員会がグループ各社の委員との緊密な連携のもと、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用します。
 - ニ. 内部監査部門は、当社及びグループ各社に対して業務全般に関する監査を実施し、当社及びグループ各社の内部統制システムの整備・運用状況を確認します。また、内部統制部門は内部監査部門との連携により、内部統制システムの整備・運用に係る実効性向上を図ります。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である者を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフ（以下「監査等委員会スタッフ」という）を配置します。
 - ロ. 監査等委員会スタッフは、直接監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員でない取締役その他当社及びグループ各社の役職員からの指揮命令は受けないものとします。
 - ハ. 監査等委員会スタッフの人数、人事（任命、人事異動等）については、監査等委員会と人事担当取締役が協議の上決定します。
 - ニ. 監査等委員会スタッフが監査等委員である取締役に同行して、取締役会のほか、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会、情報セキュリティ委員会などの重要な会議に出席する機会を確保します。
 - ホ. 監査等委員会スタッフが監査等委員である取締役に同行して、代表取締役社長や会計監査人

と定期的に意見交換する場を設けます。

- ⑧ 当社及びその子会社の取締役（監査等委員である者を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社及びグループ各社の勤務者は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制上問題のある事項が発生した場合は、速やかに監査等委員会へ報告します。
- ロ. 勤務者が監査等委員会への報告又は「コンプライアンス専用ホットライン」への通報により、人事評価において不利な取扱いがないことを確保します。
- ハ. 取締役会は、内部通報の状況及び内容について定期的に報告を受け、その運用状況を把握します。
- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会、情報セキュリティ委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて勤務者にその説明を求めることとします。また、内部監査部門との連携体制や、内部統制部門からの定期的な状況報告、当社グループの監査役との連絡を密にとる等により、グループ各社の状況を把握します。
- ロ. 取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、監査等委員会と勤務者との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるように協力します。
- ハ. 監査等委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図ります。
- ニ. 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとします。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制推進委員会を設置し、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成するとともに、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2016年6月17日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレートガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「内部統制推進委員会」及び「マネジメントシステム委員会」を4回開催し、法令・社内規程等の遵守状況の確認及び当社グループのリスク評価を行い、関連規程及びリスク管理体制の整備を行いました。コンプライアンス専用ホットラインはその活用が図られ、通報者の保護に十分配慮した上で適切に対応しました。また、情報セキュリティ委員会を4回開催し、当社グループの情報セキュリティの課題把握・解決に向け、対策の策定及びその実行方法について審議及び決定を行いました。

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である者を除く）6名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成し、経営に関する基本方針、その他重要事項の意思決定や、代表取締役以下執行役員の仕事執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は代表取締役の指揮・監督のもと、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行しました。

子会社については、「グループ会社運営規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性ある管理の実現に努めました。

内部監査部は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、当社及び子会社を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を監査等委員会に報告しました。

監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、毎月1回の監査等委員会に加えて適宜監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取り纏めを行いました。更に取締役会への出席を通じて、取締役、執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査部及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査等委員は、主要な稟議書等の社内資料の閲覧により取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会等の重要な会議に出席し、必要な場合は意見を述べました。

会社の支配に関する基本方針（2019年3月31日現在）

当社は、会社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりませんが、当社株式の大量買付行為が行われた場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討のための時間と情報確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社が従前導入しておりました「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」は、2017年6月27日開催の第45回定時株主総会の終結の時をもって廃止されました。

連結注記表

1. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

・ 連結子会社の数

27社

・ 連結子会社の名称

株式会社インテージ

株式会社IXT

株式会社アクセス・ジェーピー

株式会社インテージリサーチ

株式会社インテージコンサルティング

株式会社アスクレップ

株式会社協和企画

株式会社アンテリオ

株式会社プラメド

株式会社医療情報総合研究所

株式会社インテージテクノスフィア

株式会社データエイジ

株式会社ビルドシステム

エヌ・エス・ケイ株式会社

株式会社インテージ・アソシエイツ

INTAGE Open Innovation投資事業有限責任組合

英徳知聯恒市場諮詢(上海)有限公司

INTAGE (Thailand) Co., Ltd.

INTAGE VIETNAM LIMITED LIABILITY COMPANY

INTAGE INDIA Private Limited

INTAGE SINGAPORE PTE. LTD.

CONSUMER SEARCH HONG KONG LIMITED

Macao Research Centre Ltd.

PT. INTAGE INDONESIA

INTAGE USA Inc.

Plamed Korea Co., Ltd.

英徳知亞州控股有限公司

当連結会計年度において、株式会社協和企画及びエヌ・エス・ケイ株式会社の株式を取得し連結の範囲に含めております。また、株式会社京都コンステラ・テクノロジーは株式会社アスクレップを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

・ 主要な非連結子会社の名称等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

・持分法を適用した

非連結子会社又は関連会社の名称 株式会社ドコモ・インサイトマーケティング
株式会社高速屋
株式会社マーケティングアプリケーションズ

・持分法を適用しない

非連結子会社又は関連会社のうち 該当ありません。
主要な会社等の名称

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる場合の内容等

INTAGE Open Innovation投資事業有限責任組合、英徳知聯恒市場諮詢(上海)有限公司、INTAGE (Thailand) Co., Ltd.、INTAGE VIETNAM LIMITED LIABILITY COMPANY、INTAGE INDIA Private Limited、INTAGE SINGAPORE PTE. LTD.、CONSUMER SEARCH HONG KONG LIMITED、Macao Research Centre Ltd.、PT. INTAGE INDONESIA、INTAGE USA Inc.、Plamed Korea Co., Ltd.及び英徳知亞州控股有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。)

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

・仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。(1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。)

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3年~5年)に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

調査モニターへの謝礼ポイントの支払に備えるため、当連結会計年度末における支払見込額を計上しております。

ニ. 株式給付引当金

株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

受注製作のソフトウェアに係る
収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（ソフトウェア開発の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～15年）による定額法により、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括処理しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間から10年間で均等償却しております。なお、金額が僅少の場合は発生年度に一括償却しております。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,299,530千円
- (2) 当社においては、資金調達の安定性を確保しつつ、必要に応じた機動的な資金調達を行うことにより、資金効率の向上を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。なお、本契約には財務制限条項が付されております。

コミットメントライン設定金額	5,000,000千円
借入実行残高	3,000,000千円
借入未実行残高	2,000,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項
当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 41,426,000株 |
|------|-------------|
- (2) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等
2018年6月27日開催の第46回定時株主総会決議による配当に関する事項
- | | |
|------------|------------|
| ・配当金の総額 | 828,311千円 |
| ・1株当たり配当金額 | 20.00円 |
| ・基準日 | 2018年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2018年6月28日 |
- (注) 上記配当金の総額には、株式給付信託として保有する当社株式に対する配当金が含まれております。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの
- | | |
|------------|------------|
| ・配当金の総額 | 911,141千円 |
| ・配当の原資 | 利益剰余金 |
| ・1株当たり配当金額 | 22.00円 |
| ・基準日 | 2019年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2019年6月27日 |
- (注) 上記配当金の総額には、株式給付信託として保有する当社株式に対する配当金が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、マーケティング支援（消費財・サービス）事業、マーケティング支援（ヘルスケア）事業、ビジネスインテリジェンス事業における事業計画及び設備投資等の計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。デリバティブについては、社内規程に従い、実需の範囲で行うこととし、為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は全て1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年であります。このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及び連結子会社は、経理規程に従い、営業債権について、経理担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引を利用する際には、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

金利変動や為替変動リスクの低減を目的としてデリバティブ取引を行う際には、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき、経理担当部門による稟議申請が行われ、社内承認により、経理担当部門が取引を実行し、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を支払予定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の評価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。(注2)を参照ください。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,821,002	11,821,002	—
(2) 受取手形及び売掛金	13,528,538		
貸倒引当金	△10,865		
	13,517,672	13,517,672	—
(3) 投資有価証券	1,660,937	1,660,937	—
資産計	26,999,612	26,999,612	—
(1) 買掛金	3,283,644	3,283,644	—
(2) 短期借入金	3,172,556	3,172,556	—
(3) 長期借入金	301,228	301,228	—
(4) リース債務	707,231	708,408	1,177
負債計	7,464,659	7,465,836	1,177

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、1年を超えて履行される金額が僅少であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額に近似していると言えることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,415,652

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	11,821,002	—	—	—
受取手形及び売掛金	13,424,962	103,575	—	—
合計	25,245,965	103,575	—	—

(注4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
リース債務	260,952	441,938	4,339	—
合計	260,952	441,938	4,339	—

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 699円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 69円47銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 69円13銭 |

(注) 1株当たり情報の計算において控除する自己株式に、株式給付信託として保有する当社株式を含めております。

7. 重要な後発事象

(共通支配下の取引)

当社の連結子会社である株式会社アスクレップ及び株式会社アンテリオは、2019年1月25日に合併契約を締結し、2019年4月1日付で合併いたしました。

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
結合企業の名称：株式会社アンテリオ
事業の内容： マーケティング支援（ヘルスケア）事業
被結合企業の名称：株式会社アスクレップ
事業の内容： マーケティング支援（ヘルスケア）事業
- ② 企業結合日
2019年4月1日
- ③ 企業結合の法的形式
株式会社アンテリオを存続会社、株式会社アスクレップを消滅会社とする吸収合併
- ④ 結合後企業の名称
株式会社インテージヘルスケア
- ⑤ その他取引の概要に関する事項
本合併は、マーケティング支援（ヘルスケア）事業におけるリソースや人材を集結し、グループ全体の更なる成長拡大への寄与を目的としております。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために自己株式の取得を行うとともに、資本効率の向上を図るために自己株式の消却を行うものです。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類
当社普通株式
- ② 取得し得る株式の総数
1,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.41%）
- ③ 株式の取得価額の総額
1,200,000千円（上限）
- ④ 取得期間
2019年5月13日
- ⑤ 取得の方法
東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

(3) 消却に係る事項の内容

- ① 消却する株式の種類
当社普通株式
- ② 消却する株式の総数
上記(2)により取得する自己株式数の全数
- ③ 消却予定日
2019年5月31日

個別注記表

1. 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法によっております。
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。)

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。(1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。)

② 無形固定資産

定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

関係会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括処理しております。

⑤ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,035,031千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 短期金銭債権	2,192,902千円
② 短期金銭債務	1,415,622千円
③ 長期金銭債務	625,015千円
(3) 当社においては、資金調達の実現性を確保しつつ、必要に応じた機動的な資金調達を行なうことにより、資金効率の向上を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。なお、本契約には財務制限条項が付されております。	
コミットメントライン設定金額	5,000,000千円
借入実行残高	3,000,000千円
借入未実行残高	2,000,000千円
(4) 関係会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。	
INTAGE INDIA Private Limited	32,200千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	4,228,353千円
② 営業費用	412,821千円
③ 営業取引以外の収入	15,274千円
④ 営業取引以外の支出	13,961千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式 262,031株

(注) 役員向け株式給付信託として保有する当社株式を含めております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	13,126千円
賞与引当金	25,316千円
関係会社出資金	473,423千円
関係会社株式	1,710,968千円
資産除去債務	46,130千円
その他	59,636千円
繰延税金資産小計	2,328,602千円
評価性引当額	△680,474千円
繰延税金資産合計	1,648,128千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△299,811千円
資産除去債務に対応する除去費用	△2,815千円
繰延税金負債合計	△302,626千円
繰延税金資産の純額	1,345,501千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社インテージ	直接 100.0%	役員の兼任	(注1) 配当金の受領	1,044,000	—	—
				(注2) 経営管理料の受領	1,467,440	未収入金	496,224
				(注3) 建物の賃貸	54,259	預り保証金	507,670
子会社	株式会社アスクレップ	直接 100.0%	役員の兼任	(注4) 資金の返済	1,620,000	関係会社短期借入金	180,000
				利息の支払	6,529	—	—
子会社	株式会社協和企画	間接 100.0%	役員の兼任	(注4) 資金の貸付	800,000	関係会社短期貸付金	700,000
				(注4) 資金の回収	100,000		
				利息の受取	2,559	—	—
子会社	株式会社アンテリオ	直接 100.0%	役員の兼任	(注4) 資金の返済	100,000	関係会社短期借入金	500,000
				利息の支払	3,503	—	—
子会社	株式会社インテージテクノスフィア	直接 100.0%	—	(注4) 資金の貸付	500,000	—	—
				(注4) 資金の回収	2,000,000	—	—
				利息の受取	9,660	—	—
				(注5) 増資の引受	1,800,000	—	—
子会社	INTAGE Open Innovation 投資事業有限責任組合	直接 96.0%	—	(注6) 増資の引受	742,080	—	—
子会社	英徳知亞州控股有限公司	直接 100.0%	役員の兼任	(注4) 資金の貸付	339,960	関係会社短期貸付金	162,610
				(注4) 資金の回収	192,586		
				利息の受取	872	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 受取配当金については、グループ会社の財務状況を勘案し一定の基準に基づき決定しております。
- (注2) 経営管理料については、グループ会社の経営管理に係る費用を勘案して決定しております。
- (注3) 建物の賃貸料については、市場価格等を勘案して、交渉の上決定しております。
- (注4) 資金の貸付及び借入については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注5) 増資の引受については、子会社の行った第三者割り当てを1株につき50,000円で引き受けたものであります。
- (注6) 増資の引受については、子会社からのキャピタルコールに応じたものであります。
- (注7) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 461円52銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 40円18銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 39円98銭 |

(注) 1株当たり情報の計算において控除する自己株式に、株式給付信託として保有する当社株式を含めております。

9. 重要な後発事象

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために自己株式の取得を行うとともに、資本効率の向上を図るために自己株式の消却を行うものです。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類
当社普通株式
- ② 取得し得る株式の総数
1,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.41%）
- ③ 株式の取得価額の総額
1,200,000千円（上限）
- ④ 取得期間
2019年5月13日
- ⑤ 取得の方法
東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

(3) 消却に係る事項の内容

- ① 消却する株式の種類
当社普通株式
- ② 消却する株式の総数
上記(2)により取得する自己株式数の全数
- ③ 消却予定日
2019年5月31日